

令和3年 第4回 農業委員会総会

日時 令和3年4月26日（月）午後3時

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

1番農業委員 大城 真由美	2番農業委員 山城 学
7番推進委員 幸地 豊	10番推進委員 新垣 芳隆

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 赤嶺 貢

【議事録署名人】

3番農業委員 久保田 政子 4番農業委員 百次 成仁

【議事日程】

日程第1 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第16号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第4 議案第17号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用について

令和 3 年 第 4 回 総会 議事録

事務局	これより令和 3 年第 4 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 3 年第 4 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 3 番農業委員の久保田政子さん、4 番農業委員の百次成仁さんでお願いします。次回調査委員は、5 番農業委員の杉本雄靖さん、6 番農業員の山城弘美さん、8 番推進委員の我謝久男さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (9 件) 日程第 2 議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (10 件) 日程第 3 議案第 16 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指について (1 件) 日程第 4 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (21 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案 14 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は阿波根の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は阿波根の 1 筆で 10 年間の賃借権設定であります。3 番は束里の 7 筆で贈与による所有権移転であります。4 番は束里の 1 筆で贈与による所有権移転であります。5 番は名城の 1 筆で売買による所有権移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は米須の 1 筆で売買による所有権移転であります。7 番は米須の 2 筆で売買による所有権の移転であります。8 番は大度の 2 筆で 3 年間の賃借権の設定であります。9 番は大度の 2 筆で 3 年間の地上権設定であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。

委員	番号 8 番と 9 番は同じ地番で賃借権の設定と地上権の設定とあり、関連しているが詳しく説明をお願いします。
事務局	農地の賃借権と地上権、並びに 5 条にも関連している旨を説明。
会長	他に質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 14 号は可とします。次に議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項について事務局説明願います。
事務局	5 ページをお開き下さい。1 番は福地の 2 筆、第 1 種農地で 5 年間の賃借権設定で駐車場への転用であります。2 番は大里の 1 筆、第 1 種農地で一般住宅への転用で使用賃借権の設定であります。3 番は座波の 1 筆、第 2 種農地で一般住宅への転用で売買による所有権移転であります。4 番は座波の 1 筆で第 2 種農地であり、売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。5 番は座波の 1 筆、第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。6 番は座波の 1 筆、第 1 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。7 番は真栄平の 1 筆、第 1 種農地で使用賃借権の設定で一般住宅への転用であります。8 番は大里の 1 筆、第 2 種農地で売買による所有権移転でヤードへの転用であります。9 番は大度の 2 筆、使用賃借権の設定で営農型太陽光発電への転用であります。10 番は阿波根の 1 筆、第 2 種農地で売買による所有権移転で駐車場への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	件数が多いので北側と南側で分けて報告しますので、順番はバラバラです。 2 番は大里で第 1 種農地であります、不許可の例外の集落接続に該当するため転用は問題無いものと判断しました。3 番と 4 番は関連しますので一括にて報告します。2 筆は字座波で住宅に囲まれた第 2 種農地であり、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。5 番と 6 番は関連しますので一括にて報告します。2 筆は字座波で第 1 種農地であります、不許可の例外の集落接続に該当するため転用は問題無いものと判断しました。8 番は第 2 種農地であり、資料置場ヤードへの転用は問題ないものと判断しました。10 番は阿波根で山林原野に囲まれた第 2 種農地であり、駐車場への転用は問題無いものと判

	断しました。1 番は福地で第 1 種農地ではありますが、不許可の例外、既存施設の拡張に該当するため、駐車場への転用は問題無いものと判断しました。7 番は真栄平で農地区分は第 1 種農地ではありますが、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。9 番は大度で農振農用地ではありますが営農型太陽光発電への転用でありますので、転用は問題無いものと判断しました。皆さんのご審議をお願いします。
会長	只今の案件について疑問質問があればお願いします。
委員	10 番の案件について、駐車場への転用は問題無いのか？
事務局	この場所は、擁壁等に囲まれて段差があるため第 2 種農地と判断しました。申請人の西崎病院がコロナ病院に指定されており、病院の拡張により職員の駐車場が無くなるので、駐車場が必要となった。
会長	他に質問がなければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 15 号は可とします。次に議案 16 号について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	24 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、——読み上げて同意を求める——
会長	只今の案件について同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 16 号は同意とします。次に議案第 17 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 27 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について 3-1～3-21 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。

	質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 17 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 3 番 農業委員 久保田政子 4 番 農業委員 白沢 成